

第5回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会
平成20年12月3日

参考資料1

## 少子化対策特別部会委員からの意見

本日第19回会議には市議会第4回定例会本会議開会のため出席できませんので、下記のように、「経済的支援」について意見を提出します。

委員（三鷹市長） 清原 慶子

記

## 1 妊婦検診の公費負担の拡充について

平成20年11月21日少子化対策特別部会において配布された資料2の4ページに示されている「妊婦検診の公費負担の拡充について」では、標準的な回数14回のうち、これまで交付税措置されていた5回に加えて、今回拡充される9回分は国が補助金で2分の1を負担し、市町村が2分の1を負担するとされています。そして、市町村の負担部分の財源は「地方財政措置」とされています。

妊婦検診の拡充は、少子化対策及び母体保護のための施策として有効であり、恒久的に行なうべきものと考えます。さて、妊婦検診の件数は、地域により相違があるとともに、同じ地域でも年によって異なります。また「里帰り出産」のため住民登録地以外の場所で受診・出産することも多いことから、妊婦の立場に立った全国共通の制度とすることが望ましいと考えます。このため、公費負担の財源は地方交付税の不交付団体を含むすべての市町村にとって適切な財政措置とすることとともに、国の責任を明確に示すことが必要です。

そこで、国からの財源補助は、地方交付税措置ではなく各自治体の実態に応じて直接補助とするべきであると提案します。

したがって、拡充案では平成22年度までの経過措置とされていますが、その後も継続して国庫補助の確保を図ることが必要と考えます。

なお、拡充案では拡充される妊婦検診9回分の費用の2分の1について国庫補助とされています。施策の重要性に鑑みて、標準的な回数14回分を国庫補助金とすることで全国共通の制度とし、どこの自治体においても妊婦検診が差異無く受診できる体制を構築し、少子化対策及び母体保護の実効性を確保するべきと考えます。

## 2 保育費用を負担する保護者への経済的支援について

所得税については、現行制度では保育所の利用料が所得控除の対象となっておりません。

仕事と家庭の両立を進めるいわば「保育の社会化」の観点から、無認可保育所を含む保育に要する費用を所得税の計算において控除する制度が有効と考えます。

参考となる例としては、所得税の算出にあたり生命保険料控除が行なわれていることや介護サービス利用者に対する自己負担額を所得税の医療費控除の対象としていることなどがあげられます。

以上のように、今後、少子化対策に関わる税制改正についても論点に含めた検討をすることが有用と考えます。

## 意 見

セレーノ 杉山千佳

前回の保育事業者検討会での議論の報告などを伺って感じたのですが、「子どもの最善の利益」が尊重されるのは当然のことではあります、それをあまりに強調しすぎるがために、親の就労の変化など時代の変化に対応できなくなり、結果的に何一つ変えられなくなってしまうことは避けるべきだと思います。「子どもの最善の利益」のために、親が仕事を辞めなければならなくなるなどの（親の子育ての責任上、必要と思われるある程度の我慢を超えた）「犠牲」になるのは、ワーク・ライフ・バランスを進めていく上でもおかしいと思います。子どもと親を雇用の受け皿である企業や、行政、保育園等々、社会全体でどれだけ支えていけるか、できることは何なのかといった前向きな、建設的な議論をしたいと思います。

前向きで建設的な議論という意味では、今後は、保育サービスは「子育て支援」の大きな枠組み（21日配布資料3のP4のⅠ、Ⅱ、Ⅲを全部まとめたもの）のなかの一部であり、将来的には、多様な支援サービスメニューを多様な主体の運営で行う仕組みを目指すべきだと思います。

そして、これらの仕組みを理解し、選択するのは基本的に子育ての第一義的責任を持つ親にゆだねるべきだと思います。21日配布資料1のP17にも「地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援関係者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化方策」と明記されています。親がわが子の子育てや地域の子育て支援に主体的に参画する第一歩は、「自分たちに選択の責任があるのだ」という自覚だと思います。私たち子育て支援に関わる者は、まずは、親を信じるところから始めなければならないのではないのでしょうか。確かに子どもと親でニーズがズれることはあるでしょうが、その「ずれ」に気づいてもらい、どう折り合いをつけるかを親に考えてもらうこともまた、重要な「親が親になっていくプロセス支援」のひとつでしょう。子育て支援者は親の傍らにいて、親がわが子と自分自身の生き方を重ね合わせ、できるだけよい選択ができるよう支援する役割を担うべきなのではないかと考えます。

以 上

第5回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	参考資料2
平成20年12月3日	

## 保育システム改革への意見

平成20年12月3日 棕野美智子

消費税であれ、特別の拠出金であれ、いずれにせよ、財源確保のためには広く国民に負担をお願いする必要があります。であれば、一部の人だけでなく、広く誰でもが必要があれば、納得できる負担で質の確保された保育サービスを利用できる仕組みにする必要があります。この観点から、新たな仕組みでは、

### 1 多様な保育サービスについて

働き方（就労の有無、就労時間の長短、就労時間帯）を問わず、質の確保された保育を利用できることが必要であり、夜間、一時保育は認可外保育所で対応するなど、働き方によって利用できる保育の質に差がある仕組みにしてはならないと考えます。

### 2 利用者負担について

高額所得者では全額、平均でも4割（医療15%、介護7%）という現在の利用者負担の国基準を引き下げ、低所得者の減免を伴った定率負担とする必要があります。

### 3 利用量の認定について

就労時間から通常必要と認定される利用量を超えた利用が行なわれる場合でも、機械的に利用者の自己負担とするのではなく、家庭の状況など実態を調査し、就労以外の理由で家庭の養育機能が低い場合には、虐待の予防等の観点も含め、親の保育能力を高める支援とともに利用上限量の引き上げをするなど、児童の最善の利益を考えて利用量の認定に社会的擁護の観点も加える必要があります。

## 次世代育成支援の新たな枠組みの構築にあたって ～保育制度の考え方～

2008/12/3 全国保育協議会

### 現行

＜認可保育所制度を基本とする現状＞  
公私22,000認可保育所を利用する児童 約212万人

地域の保育・子育て支援制度の調整・確保(行動計画)

行政関与(実施主体:市町村):保育利用の適切性の確保と保障(公的責任)

- ・保育に欠ける:優先順位の判定の確保
- ・保育利用料の設定と調整の確保
- ・地域での保育利用の機会均等の確保
- ・保育の質の確保(補助、最低基準、監査等)
- ・情報提供、相談・支援機能の確保
- ・需給バランスの確保(質量のニーズ把握)

事業の継続性の確保(補助金、施設整備、労働条件の確保)

現行:GDP比0.75%

保育所運営費 約1兆6千億円

(公費:利用者負担=6:4)

＜対応を必要とする事項＞

- \* 待機児童 1万9千人
- \* 潜在的ニーズも含めた新待機児童ゼロ作戦の推進  
(0~2歳の利用率 20%→26%→38%)

### 新たな枠組みの構築にあたって ～保育制度の基本～

#### ● 堅持するもの

- ・実施主体:市町村
- ・行政の適切な関与
  - \* 相談、情報提供
  - \* 保育の利用申込みの窓口
  - \* 「保育に欠ける」子どもの保育の優先度(セーフティネットの仕組み)
  - \* 現行の価格設定、給付方式、費用徴収の仕組み

#### ● 変えるべきもの

- ・保育の質の向上、量の確保
- ・職員配置基準、児童福祉施設最低基準等の改善と格差是正
- ・運営費の改善(11時間保育、延長保育・休日保育等の運営費等)
- ・専門性のある職員の配置(看護師、障害児保育、保育ソーシャルワーク)
- ・行政、保育所、保護者 三者の利用確認の方法
- ・自己評価、第三者評価、苦情解決

大幅な財政投入は必要不可欠